

青森県労働委員会第50期委員のうち労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）に1名の欠員が生じるので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求める。

令和7年11月25日

青森県知事 宮 下 宗一郎

1 推薦資格を有する労働組合

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明を受けた労働組合とする。

2 被推薦資格を有する者

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 任期

任命の日から令和8年11月7日まで

4 推薦期間

令和7年11月25日から令和7年12月10日まで

5 推薦方法

候補者推薦書（別添様式1の1）及び候補者調書（別添様式1の2）を所定の期日までに青森県こども家庭部若者定着還流促進課に提出すること。また、法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明書を添付すること（推薦書を郵送した場合は、推薦期間内に到着したもののみを有効とする。）。